

# 1 校則

加治木高校生は、自らの自治精神に基づき主体的に考え、加治木高校生としての清潔さと品位を損なわない行動及び容儀を心がけることとする。しかし生徒は、細かく定められた規定によって、自らの主体性及び個性を過剰に損なわれてはならない。

## 2 服装・頭髪等の規定

### (1) 服装等に関すること

- ① 制服 本校指定のもの。スカート丈は膝が隠れる程度とする。
- ② 校章・学年章 所定の位置につける。
- ③ 靴 白または黒を基調とした運動靴、または黒い革靴とする。
- ④ 靴下 白・黒・紺色とする。ルーズソックス・くるぶし下の短ソックスは不可。ワンポイント可。タイツは華美でないものとする。
- ⑤ ベルト 黒または茶とする。
- ⑥ 下着 華美でないものとする。
- ⑦ マフラー・手袋 華美でないもの。校舎内での着用は認めない。
- ⑧ 防寒着 黒・紺・茶・グレーの無地のVネックセーター・カーディガンは可。ただし、上着の袖、裾からはみ出さないようにすること。膝掛けの使用は可。また通学时、黒・紺で無地のコートの着用を認める。
- ⑨ 補助バッグ 黒・紺・茶・白・グレーの華美でないもの、または部活動で揃えたもの。
- ⑩ 更衣期間 特に指定しない。ただし、学校を代表する場合、入学式、卒業式、その他学校が特に指定した場合は、指示に従うこと。
- ⑪ 写真撮影 学級写真・個人写真撮影時は、冬服に限定しない。ただし、3年生の卒業アルバム及び受験用の証明写真撮影時は必ず冬服とする。

### (2) 頭髪等に関すること

- ① 髪型 前髪は目にかからない、後髪は必要に応じてくる。特に髪型は定めないが、高校生としての清潔さ、品位を保つこと。
- ② 眉 整える程度におさめる。
- ③ ヘアピン・ヘアゴム 色は黒・紺・茶・ベージュ・グレーとする。ただし、装飾がなされているもの及びシュシュは用いない。
- ④ その他 アクセサリーを身につけない。化粧はしない。

### (3) 携帯電話に関すること

- ① 校内所持条件
  - ・校内に入る前に電源を切り、校内では終日、使用を禁止する。
  - ※ ただし、放課後等は保護者との連絡の場合のみ、指定の場所（体育館体育科職員室前と3棟の間のスペース）と職員立ち会いの場所では使用可とする。
  - ・携帯電話の管理を徹底する。
- ② 携帯電話の使用について
  - ・公共交通機関等、使用制限のあるところでは、絶対に使用しない。
  - ・歩きながら、自転車に乗りながらの使用はしない。
  - ・校外では周りに迷惑にならないような話し方に努め、マナーを守る。

- ・携帯電話に関する事件事故が多発していることを自分の事として考える。
- ・フィルタリングサービスに必ず加入・契約し、解除・解約は絶対に行わない。
- ・21時以降は使用しない。「加治木タイム」を実践する。
- ・家庭内ルールを設定する。

### ③ 確認事項

以上の条件・心得を遵守するとともに、携帯電話の所持に伴う経費や事故等について保護者が一切の責任を負うことを承知し、違反した場合には、学校の指導に従うこととする。

## (4) 登下校時に関すること

- ① 土日祝日、長期休業中に限り部活移動着・学校ジャージでの登下校可。ただし部活動後、自習室を利用する場合は制服に着替える。
- ② 考査期間・土曜授業（講座）・クラスマッチ・龍門祭等、学校行事による午前授業または終日授業のない日及び天候不良の際は、補助バッグのみでの登校可。
- ③ 単車及び自転車通学生は通学時、防寒着の使用可。ただし、駐輪場で脱ぐこと。また、駅までの自転車通学生は、駅で脱いで鞆に入れること。電車内および加治木駅から学校までは防寒着を着用しない。（徒歩通学生に準ずる）
- ④ 単車通学生は通学時、ジャージ下の着用可。
- ⑤ 自転車通学生は通学時、ヘルメット着用可。
- ⑥ 自転車通学生は、柁城小学校の児童が登校する時間帯には、柁城小正門付近で自転車から降りて通行すること。
- ⑦ 単車及び自転車通学生は、事故防止のため校内下車を遵守すること。
- ⑧ 自家用車での送迎について
  - ・登校時は、事故・渋滞防止のため、学校から離れた場所で降車すること。
  - ・下校時は、校内乗り入れ可。ただし、安全に十分配慮すること。

## (5) その他

- ① 授業日の教室利用は16時45分までとし、この時間以降は教室に鞆・補助バッグ等は置かない。会議室・視聴覚室の利用は18時までとする。
- ② 休日の自習室は、1・2年生は会議室・視聴覚室・地歴講義室とし、各教室の利用は禁止する。3年生は各教室とする。16時20分には自習室を出て、16時30分には校舎から出ること。昼食場所は各教室とする。
  - ※地歴講義室の利用はコロナ禍のみとする。
- ③ 考査期間中廊下に置く鞆・補助バッグは、廊下北側にきちんと整理して置く。
- ④ 指定場所（教室・グラウンド横階段等）以外での飲食は禁止する。
- ⑤ 私物のゴミは原則持ち帰りとする。特に郊外で購入した弁当・ジュース等のゴミは必ず持ち帰ること。
- ⑥ 弁当等を買いに校外へ出るとは禁止する。
- ⑦ 清掃時、校舎外の掃除区域の生徒は必ず下履きに履き替えること。
- ⑧ 原則、カラオケボックスへの立ち入りは禁止する。ただし、保護者同伴は可。
- ⑨ 漫画・カードゲーム等の不要物は持ち込まない。

### 3 部活動時刻・下校時刻

#### (1) 部活動時間

夏時間（3月～10月）… 部活動：18時30分まで。下校時刻：19時まで  
冬時間（11月～2月）… 部活動：18時まで。下校時刻：18時30分まで  
※ 考査期間（定期考査：時間割発表の日から終了まで，実力考査：考査3日前から終了まで）は部活動を禁止する。

※ 部活動特別許可 … 大会，試合等の2週間前から許可する。許可された部は，上記の時間に30分の延長を認める。また，考査終了日から10日以内に大会・試合のある部については，授業終了後，1時間の練習を認める。

#### (2) 下校時刻

一般生徒は17時とする。17時以降の教室への居残りは原則認めない。自習をする場合は，指定された場所で行う。

### 4 通学規定

#### (1) 自転車通学

- ① 原則として，自宅から学校までの距離が片道1.5 km以上の者に許可する。但し，判断が難しい生徒については，通学係で実測し判断する。
- ② 自転車スタンドは両スタンドとし，サイドスタンドは禁止する。
- ③ 学生靴は後部荷台にくくりつけ，前カゴには絶対に乗せないようにする。
- ④ 自転車置き場はクラスごとに指定された場所に整然と置く。
- ⑤ 雨天時の傘さし運転や2人乗り，イヤホン・ヘッドホンを装着しての運転は禁止する。
- ⑥ 自転車損害賠償保険等へ加入すること。

#### (2) 単車通学

- ① 単車免許受験の条件
  - ア 免許取得の受験は，長期休業中の授業日・補習日以外に許可する。但し，冬季休業中の受験については，担任の許可を得て補習期間中に取得してもよい。
  - イ 所定の書式（単車免許受験許可願）により手続きをして，許可を受けること。
  - ウ 自宅から学校までの距離が片道8 km以上の者に許可する。但し，列車・バス通学が便利な者は許可しない。
  - エ 特別な生徒については，「③ 単車通学の特別許可」に従い，判断する。
- ② 単車通学の条件
  - ア 所定の様式（単車通学許可願，誓約書）により手続きし，許可を受けること。
  - イ 排気量50 cc以下の原動機付自転車であること。
  - ウ スクーター型・ビジネスバイク型<sup>\*</sup>であること。スポーツ型は許可しない。  
※（例）ホンダカブ，ヤマハメイト，スズキバーディ
  - エ ヘルメットは白色のフルフェイスとする。
  - オ 補助荷台を必ず装着すること。
  - カ 任意保険に加入すること。
  - キ 加治木高校プレートを装着すること。

③ 単車通学の特別許可

通学距離が8 km 未満の者より単車通学許可の申請がなされた場合は、現在の単車通学規定の運用について、次のように配慮するものとする。

ア 通学規定に盛り込むべきものでなく、指導として扱う。

イ 生徒との信頼関係・保護者との連携を保つように心がける。

ウ 学校や地域社会の実情を踏まえて、本校の独自性をいかした運用を行う。

エ 申請が出された段階で、本人・担任の理由を参考に、通学係が実測を行い、通学状況を確認する。

オ それらの結果に基づいて、通学係会で審議し、可否を判断する。

④ 自動車学校への特別許可

就職が内定し自動車免許が必要な生徒に関しては、原則自宅学習時間（2月1日）以降の受講を認める。（それ以外の期間で受講を希望する生徒は、係会で審議する）